第3編 航空交通

向上を図っているほか、航空関係の規定に違反する 行為があった場合、身体的適性に疑いが生じた場合 等には、技能証明及び計器飛行証明の取消しや効力 の停止等の措置を講じ、技能水準の保持及び航空事 故の防止に努めている。

また,自衛隊の使用する航空機に乗り組んで運航 に従事する者の教育訓練の充実を図るため,フライ トシミュレーターの整備等を進めている。

日飛行場及び航空保安施設等

自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設等については、航空法に準拠して、設置及び管理に関する 基準を訓令で定めている。

また、松島飛行場及び十勝(帯広)飛行場のレーダー管制装置の換装並びに静浜飛行場、浜松飛行場、松島飛行場、美保飛行場、防府飛行場及び十勝(帯広)飛行場の飛行管制装置の換装等安全上の措

置を進めている。

4飛行点検の実施

飛行の安全を維持し、効率的な航空交通管制を行うためには、航空保安無線施設等*が航空交通の実情に適合し、かつ、常に正しく機能していることが必要である。このため、自衛隊が設置及び管理している航空保安無線施設等については、飛行点検機を使用し実際の飛行状態に即した機能状態の点検を行い、その結果を評価及び判定している。

5救助救難体制

航空機の捜索救難のために,主要飛行場に救難捜索機 (U-125A),救難へリコプター (UH-60J) 及び救難飛行艇 (US-1A, US-2) 等を配備している。

第8節 航空事故等の原因究明と再発防止

航空事故及び航空事故の兆候(重大インシデント) に関し、当該事故等が発生した原因や、事故による 被害の原因を究明するための調査を行い、調査で得 られた知見に基づき、国土交通大臣に意見を述べる 等を実施するとともに、事故等調査の過程において も、航空交通の安全に有益な情報については、タイ ムリーかつ積極的な情報発信を行い、航空事故等の 防止や事故による被害の軽減に努めた。

また,事故等調査を迅速かつ的確に行うため,各 種調査用機器の活用による分析能力の向上に努める とともに、過去に公表した事故等調査報告書のデータベース化や各種専門研修への参加等により、調査・分析手法の蓄積・向上を図った。

さらに、公表した事故等調査報告書の概要や分析 結果の解説等を掲載した定期情報誌を発行し、航空 関係者等に広く提供した。

また, 国際航空事故調査員協会 (ISASI) 会議等, 各種国際会議に積極的に参加し, 航空事故調査に関 する情報交換を行った。

第9節 航空交通の安全に関する研究開発等の推進

(1)文部科学省関係の研究

独立行政法人宇宙航空研究開発機構では、航空機 の運航安全に関する研究として、「安全性・利便性 を向上させる次世代運航システムの研究開発」、「客 室内事故防止のための乱気流検知技術の研究開発」, 「ヒューマンエラー防止のための運航データ再生 ツール等に係る研究開発」等を推進した。

さらに、国土交通省からの依頼に基づき、構造耐

※ 航空保安無線施設等

電波又は灯火により航空機の航行を援助するための施設。